

新規の契約は受付けておりません。

ENEOSでんき

**ENEOSでんき
(my たっぷりプラン) 選択約款**

(東京電力エリア)

2023年4月1日実施

ENEOS株式会社

目次

第1条（適用）	1
第2条（本約款の変更）	1
第3条（my たっぷりプラン（東京））	1
第4条（日割計算）	3
第5条（その他）	4
附則	5

ENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款

第1条（適用）

- （1） このENEOSでんき（myたっぷりプラン）選択約款（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社のENEOSでんき（myプラン）約款（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。
- （2） 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。

第2条（本約款の変更）

一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。

なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用いたします。

第3条（myたっぷりプラン（東京））

（1） 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ③ 1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2） 供給電気方式、供給電圧及び周波数

（ア）アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

（イ）（ア）以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電

圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- ① 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものとしたします。
- ② 送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものとしたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものとしたします。

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものとしたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。
- ② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流又は契約容量	基本料金 (税込)
30アンペア	885円87銭
40アンペア	1,181円16銭
50アンペア	1,476円45銭
60アンペア	1,771円74銭
1キロボルトアンペアにつき	295円29銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	19円97銭
120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円57銭
300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき	25円17銭
600キロワット時を超える1キロワット時につき	26円24銭

第4条 (日割計算)

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

(2) myたっぷりプラン (東京) の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、myたっぷりプラン (東京) の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ &\quad - \text{第1段階料金適用電力量} \end{aligned}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{aligned} \text{第3段階料金適用電力量} &= 600\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ &\quad - \text{第2段階料金適用電力量} \end{aligned}$$

なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第5条（その他）

- （1） 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款のmy標準プラン及びENEOSでんきmyまとめてプラン選択約款のmyまとめてプラン（東京）に需給契約のプランを変更することはできません。
- （2） その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。

附則

第1条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、本約款において「my たっぷりプラン（東京）」とあるのは、「my たっぷりプランー従量電灯B（東京）及びmy たっぷりプランー従量電灯C（東京）」と読み替えるものとします。